

雑誌記事にみる小学校の「低就学率期」

教育学コース 土 方 苑 子

The period of the low level enrollment of the primary school appeared in the
articles of local educational magazines in Meiji Era

Sonoko HIJIKATA

As the mean to know the enrollment of primary school in modern Japan, the most well known statistic is "the annual report of education in Japan" published by the Ministry of Education since 1875. But we can get the different imagination of the enrollment by reading a lot of local educational magazines published in Meiji Era. In this paper I tried to describe the period of the low level enrollment and make sure how the people had thought of the primary school, how they

had treated the school teacher as well as many facts of this period quoting a lot of articles of educational magazines.

目 次

はじめに

第1章 「低就学率期」の問題

- 第1節 課題と方法
- 第2節 就学の実態
- 第3節 町村における小学校観
- 第4節 不就学を支える法制の問題

第2章 就学奨励活動

- 第1節 概観
- 第2節 女子への就学奨励
- 第3節 就学奨励団体
- 第4節 小括

おわりに

はじめに

本論文は、科研費による研究「教育雑誌記事による授業・学習実態の歴史的検討」(一般研究C)の報告書として1984年3月に書いた論文を土台とし、修正を加えたものである¹⁾。1984年の研究終了時点で若干部を印刷して文部省に提出し、発行所は「教育雑誌研究グループ」と仮に付けた。この論文を次のような理由で今回公刊しようと考えるに至った。

この研究は、社会科教育の研究者有本良彦氏を代表者とする教育内容、方法についての歴史研究であつ

た。教育内容、方法の「実態」を知る素材として雑誌記事に着目し、当時はまだ復刻もほとんどなかった教育雑誌を数年かけて全国から収集した。筆者は国語科や教科外活動に関心をもっていたが、雑誌記事を読んでいくなかで、就学があまりに普及していないという、それまでの自分のイメージを揺さぶられる記事に何度か出会った。『文部省年報』の就学率との落差は驚きであった。授業や行事などの記事をいくら検討しても、そこに子どもがいなかったのなら意味が違ってくるのではないか、このような考えが強くなり、実践研究の前提として就学に関する雑誌記事を集めて、そこから就学の実態を把握したいと考えて、その結果を報告書の中心部分とした。

だが、その検討結果に対し十分な確信をもっていたわけではなかった。先行研究では1890年頃法制度として、1900年頃実態上も教育制度が成立したと考えられていたので、その時に『文部省年報』就学率と大きく異なる低い就学状況が存在していたという分析結果に、確信がもてなかつたのである。多くの保留をつけつつ記述し、特に1900年頃については「就学は普及し」、他方で欠席も残ったと記述した。しかしその後いくつかの論文を書く中で、「就学が普及した」といえないという立場に立つようになった。「就学率」統計の見方についても理解が変化した。また論文題名として有本氏に考案していただいた「低就学率期」という語は、日本教育史のある時期に対する把握としてその後の筆者の研

究の基本的な問題意識となった。現在の筆者にとって、「低就学率期」の問題は過去のものではなく前提ともいべきものである。さらに評価の視点は動いたものの大量の教育雑誌の分析そのものは意味があると考える。まだ公刊したことがないということも考慮し、若干の修正をおこない、「低就学率期」の問題として書き直したのが本論文である。

第1章 「低就学率期」の問題

第1節 課題と方法

本論文は、教育雑誌記事を史料として、1880年代以降においても不就学が多い状態について、雑誌記事がどう描き出し、またそれに対する就学奨励活動をどうとらえていたかを明らかにしようとするものである。

研究全体としては、『日本之小学教師』『教育実験界』などの全国を対象とした商業誌も検討したが、特に本稿のために検討に加えたのは各地の教育雑誌で以下の29タイトルである²⁾。

北海之教育／渡島教育界会報／函館教育協会雑誌／松前教育会雑誌／北海道教育会雑誌／空知教育／福島教育／埼玉教育雑誌／上野教育会雑誌／私立新治教育会誌／茨城教育協会雑誌／越佐教育雑誌／信濃教育／愛知教育雑誌／神奈川県教育会雑誌／岐阜県教育雑誌／因伯私立教育会雑誌／教育新報(鳥取)／山陰之教育／東伯の教育／鳥取県教育雑誌／防長教育／芸備教育／大分県共立教育会／香川県教育会報告／熊本県教育雑誌／大分県教育雑誌／九州教育雑誌／福岡県教育会会報

教育雑誌は史料として特徴をもっている。マイナス点としては、まず、系統性、連続性が得にくい。廃刊や編集方針の転換があったり、記事1編あたりの記述も短く、断片的である。保存の面からも数年にわたる欠号が稀でなく、断片的になる。第2に、執筆者が確定しにくいことである。匿名記事が多く、肩書の記載も正確でないことがある。しかしこれらの欠は「長期間」、「多種」の雑誌をとりあげることによりかなり補うことができる。それにより欠号の比重は小さくなり、全国各地の雑誌に一定量の類似の記事を見出すことによって偶然性が補われると思う。そしてこのような雑誌のもつ「問題点」は、また、他の史料では得難い特質にもなっている。断片的で執筆者が特定しにくい反面、そのために「本音」が語られていたり、また他には載り難い断片的な事実が短く記録されていることがあ

る。また多様性断片性は、教育をめぐる事実を、体系化されないかたちでリアルに表わすのではないかと考えられる。本稿の目的の一つである就学の実態把握という点では、数値的には学齢簿学籍簿などの方が信頼できるが、以上のような雑誌記事の特質により、他では得難いリアルな実態がとらえられる可能性がある。

第2節 就学の実態

まず、就学の実態を示す記事をみていく。上記各地の教育雑誌はほとんどが教育会の機関誌であるが、その性格からいって既に就学している児童の教育や教員に関する記事が多く、不就学についての実態をしめすものは少ない。そのなかで、香川県教育会の機関誌『香川県教育会報告』は就学についての具体的な記事が比較的多い。1892(明治25)年、93年の2年にわたって、三野、豊田郡の36町村別のたいへん詳しい就学状況調査表3種が掲載されている(香川県教育会報告 M 26.5, M26.12, M27.2)。三野、豊田郡はその後三豊郡となるが、現在の観音寺市を中心とする香川県西部の瀬戸内海に面した地域で、主要な街道が通り、商業、漁業、塩田、農業などの盛んな平野地域である。交通不便な僻険地などではない³⁾。各統計表の項目は図1. 2. 3に示すように『文部省年報』の就学率統計表様式とは異なっている。統計表そのものを統計表1. 2. 3とよぶことにするが、統計表1の末尾には、明治25年全国就学率が50%、香川県44%、三野郡32%、豊田郡33%、両郡の最低22%、18%と書かれている。ここでの就学率は“学齢児童百中就学”と表記され、『文部省年報』就学率統計のとりかたとは異なって卒業生を加えず学齢児童全体8年間中の生徒数の割合となっている⁴⁾。この年『文部省年報』の全国平均就学率は55%、香川県52%で、それと数値が異なっている。これらの統計表では未就学が大変多い。統計表1で、最低とされた村では、学齢児童888人中就学者は159人で、361人が未就学である。統計表の欄にはない児童が368人いることになり、中途退学者と考えられる。また統計表2で、最も猶予・免除を多く出している村をみると69%というのが2村あり、675人の学齢児童中464人が猶予・免除の認可を受け、生徒数176人をはるかに上回っている。この年の両郡合計の就学率は45.9%(卒業生をいれないと37.4%)であるが、およそ3分の1にあたる12村で学齢児童の60%以上が猶予・免除の認可をうけているのである。欠席者を考慮するとさらに実際の就学者数は少なくなる。たとえば統計表3では“本年

図1 『明治二十五年三野豊田郡学事統計表』表様式

町村名	学齢児童	就学児童	学齢児童 百中就学	未就学			一年間支 出金	高等小学 へ入学数
				貧	病	其他		

出典；『香川県教育会報告』M26.5

図2 『明治二十六年三野豊田郡学齢児童調査表』表様式

町村名	学齢児童数	前学年迄ニ 尋常小学 校ノ教科 ヲ卒ヘタル 児童数	町村立尋常小学校(及代用私立小学校)ニ於 ケル児童ノ現数				家庭又ハ其 他ニ於テ尋 常小学校ノ 教科ヲ修ム ル児童ノ現 数	本学年ニ於 テ就学ヲ猶 予シタル児 童ノ数	本学年ニ於 テ就学ヲ免 除シタル児 童ノ数	前学年迄ニ 於テ就学ヲ 免除シタル 児童ノ数	
			前学年ノ始 迄ニ就学シ タル者	前学年ニ於 テ臨時ニ入 学シタルモ ノ	本学年ニ於 テ初メテ就 学シタル者	計					
	男										
	女										

出典；同誌 M26.12

図3 『明治二十六年学齢児童調査附属表』表様式

町村名	前学年迄ニ尋常小学 校ノ教科ヲ卒ヘタル 児童数		町村立尋常小学校及 代用私立小学校ニ於 ケル児童ノ現数		同上前学年ノ初迄 ニ就学シタル者		前学年ニ於テ臨時ニ 入学シタルモノ		本学年ニ於テ就学ス ヘキ児童ノ数	
	前年迄ニ 卒業ノ者 ノ者	本年卒業 ノ者	本年一月 以来出席 ノ者	本年一月 以来欠席 ノ者	本年一月 以来出席 ノ者	本年一月 以来欠席 ノ者	本年一月 以来出席 ノ者	本年一月 以来欠席 ノ者	既ニ就学 シタル者	未ダ就学 セサル者
	男									
	女									

出典；同誌 M27.2

図4 就学率別町村数および平均就学率

	20% 未満	21~ 25	26~ 30	31~ 35	36~ 40	41~ 45	46~ 50	51~ 55	56~	就学率平均
1892年	1 町村	5	6	11	8	2	2	1	0	32.12%
1893年	0	0	5	6	4	9	6	4	2	40.62%

出典；図1.2と同じ。注；就学率の計算の仕方は年度で異なっている。1892年は学齢児童数に生徒数の占める割合、93年は学齢児童に生徒数と卒業生数の占める割合である。

一月以来欠席ノ者”が調査されていて、就学者であっても男子の5.2パーセント、女子の7.4パーセントが1月以来欠席であった。同表では“本学年ニ於テ就学スヘキ”だが“未タ就学セサル者”は“0”であるから、実質的な非就学者が就学者の欄に欠席者として含まれていることになる。さらに、統計表1では未就学理由中“其他”的数が大変多い町村があり、統計の基準がかなり曖昧だったと思われる。この時期日々の出席者は全国平均75.41パーセントであるから(1892年)、先の就学率18パーセントの村に適用すれば10人に1人の通学となる。まさに通学する方が異例な状況であった。

このような状況は記事では次のように述べられている。たとえば“方今小学校就学ノ有様ハ……却テ就学拒絶ノ状況ナリ”(同誌 M24. 6)というほど就学希望が増えた所でも数値でみれば、“現在就学生徒ハ多キモ学齢児童ノ四五分ニ過キス其少キハ僅ニ二三分ノミ而シテ出席平均数ハ又七八九分”(同上)とある例。また統計表3については、“学齢児童百人ニ対スル就学者ハ僅ニ三十二人ナリ而シテ更ニ就学者ニ就キ日々欠席生徒平均数ヲ除去セハ其ノ就学者ハ僅ニ十九人ノ少数ナリ”(同誌 M27. 2)と説明されている。香川県阿野・鵜足郡の報告では、尋常小学校24校中3校、簡易小学校41校中8校は“前年来一人ノ就学生ナク閉鎖セリ”(阿野・鵜足郡学事ノ景況 同誌 M24. 5)とあり、就学者ゼロの学校もあったのである。

次に、就学猶予、就学免除欄の示す実態について注目したい。この時期、猶予・免除の基準はあいまいで、また制度上も認可を受けやすかったことがうかがえる。法制上、「猶予」は1886(明治19)年小学校令において、「免除」は1890(明治23)年小学校令において定められた。免除については

“就学免除ヲ請フトキハ左項ニ該当スルモノニ限ルヘシ
一、廢疾ノ者”

(学事々項調査部決議案 香川県教育会報告 M24. 9)、

“学齢児童ノ就学ヲ免除スルハ左ノ事由アルモノニ限ル
一、廢疾不具ノ者”(あと1項は小学校令第31条による小学校設置義務を免れた町村居住の児童について)
(就学規則の発表に就て新に町村長並に監督官庁に望む 愛知教育雑誌 M26. 11)

と限定されており、問題は主に猶予の方にあった。特にその手続きには注目すべき点がある。この時期、就

学手続は、就学、猶予、免除がともに保護者の届出によって始まっていた。香川県教育会が決定した“学事々項調査部決議案”には次のような項目がある(香川県教育会報告 M24. 9)。

“(三)学齢児童就学規則ニ関スル重要ナル事項

- 第一 学齢児童ヲ保護スヘキ者ハ前年五月ヨリ其年四月迄ニ学齢ニ入ル者ヲ就学セシムヘキ学校ヲ定メ其年二月限り児童現住地ノ市町村長ニ申出ツヘシ但シ其年七月マテニ学齢ニ達スル者ハ学期ノ初メヨリ入学セシムルコトヲ得(中略)
- 第三 学齢児童ヲ保護スヘキ者前年五月ヨリ其年四月マテニ学齢ニ入ル児童ヲシテ就学セシムルコト能ハサルトキハ就学ノ猶予又ハ免除ヲ第一項ノ期日マテニ市町村長ニ申出ツヘシ”

つまり就学の届出と同格に猶予、免除の届出も考えられていた。「就学することが通例であり、猶予、免除は特別に願い出て許可を受けるべき特例」という扱いにはなっていない。このような法的側面の検討は次節でおこなうが、このことによって、猶予等の認可は願い出やすく、受けやすかったと思われる。

認可の緩やさについてもう少し見ておきたい。たとえば経済状況においては“富村”と判断されるある村について非就学者の多いことを“或ハ種々ノ原因アレトモ貧妻ト口唱スルモノ其半ニ居ラン”(寒川郡第番学区学事状況 同上誌 M24. 10)とのべられ、貧困は口実だとされている。さらに貧困と認定する基準を明確にせよという記事がかなり後までみられることは、逆に「貧困」による猶予の認定が恣意的におこなわれていたことを示している。以下3例をあげたい。

“学齢児童就学督責及奨励法

- 第1条 就学督責ヲ厳行スルニハ……町村長ヨリ貧妻ノ申立ニ係ル就学猶予願ノ達進スルトキハ本人ノ身代等級ヲ認メ並ニ其町村一般ノ身代等級ヲ左表ニヨリ調整シ同時ニ進達スヘキモノトス

何(町村)税戸別割納額等級人数表

等級	個数或ハ課額	人員
一等	何 程	何人
同何等	同	同
合計	何 程	何人”

(就学督責及奨励法(愛媛県喜多郡) 愛知教育会雑誌

M24. 9)

次は、ある村で近辺より就学率が上昇した理由の報告である。

“昨年十月改正以来断然從来ノ方法ヲ捨テ、用ヒザルコトトナシ今日ノ処ニテハ村長ニ於テ法律命令ノ定ムル所ニヨリ少シモ仮借スルコトナク稍強迫的ノ督責ヲナシタルニヨリ右ノ如キ就学ヲ見ルニ至リタルナリ而シテ本年四月以来三百余名ノ就学猶予若クハ就学免除ヲ願ヒ出テ居ルモノアルモ一切許サレサル(三野郡勝間町学事実況 香川県教育会報告 M26. 11.)”

大阪府知事より府教育会への諮問“就学児童を増加せしむる方法”への答申第二項は、“一、貧困により就学猶予の許可を与ふる標準を一定する事”(就学児童を増加せしむる方法 日本之小学教師 M32. 11. 15)であった。

以上のように、香川県三野・豊田両郡の事例を手掛かりに、低い就学率の背後には行政側の猶予・免除に対する緩やかな対応のあったことをみてきた。町村長が圧倒的多くの不就学を正式に認可しており、特に2番目の記事からは、過半の児童が就学猶予を願い出ても特に異としない雰囲気が町村当局や住民にあったことがうかがわれる。このような村では不就学の方が普通だったといえよう。

この状態は1890年頃から地方制度の成立、小学校と町村の関係の変化などによって転換を開始する。そして「小学校令」が改正されて就学についての規制が一段と厳しくなった1900年頃には、教育雑誌上では欠席の問題が目立つようになってくる。

“日々の出席児童を精算し来らば僅かに六分強位にて、そが中にも或は午前限りにて欠席するあり、或は午後に出席して其責を免がれんとするあり”(出席奨励の一班 田中庸之助 教育実験界 M33. 5. 10)

“今の所謂就学と称ふるものは或は出席常ならず、或は永く欠席して只其氏名を学籍簿に存するのみにして到底卒業の望なきもの、如きも尚之に算入しあるを以て、仮令就学の歩合は多きも仔細に之を査察すれば有名無実を免れざるもの少からず”

(宮城県義務教育成績(つゞき) 同上誌 M33. 6. 10)

“今度小学校令が改正になり、就学の督責が厳重になった結果、就学の歩合が高くなつただけそれだけ出

席の歩合が低くなったよーにおもう、それわ従前猶予の許可を受けておつたものも、本年わ大低就学をしたが、これ等わ矢張子守や家事の手伝に使用せらるゝから、二日来てわ一日休み、三日来てわ二日休むとゆーよーなものがあるからである”(児童出席奨励の方法 古家斎 同上誌 M34. 11. 10)

“小学校令発布以来、普通教育普及上頓に長足の進歩を來し、到る処就学歩合がよほど高まつたが、此歩合の高まると共に、之に応じて欠席生の多くあるは自然の勢である”(生徒の欠席をして少なからしむる方法に就ての実験 山崎正修 同上誌 M35. 11. 10)

欠席率の調査があるので次に掲げる。

“出席百ニ対スル欠席比例

年別	男	女	計
明治二十九年	三二	四八	三四
同三十一年	三二	二四	三〇
同三十一年	二八	三六	二九
同三十二年	一四	一〇	一三
同三十三年	一三	七	一二

(生徒出席奨励に関する事項 大分県教育雑誌 M34. 3)

1900年頃に至っての就学価値観の広がりは、次の新潟県の事例でもみられる。1893(明治26)年1月には“嗚呼彼等至愚ナリト雖学校ニ就学セシムルノ善事タルヲ知ラサランヤ知リテ而シテ泣テ之ヲ避ケ”(就学督促ハ如何ナリシヤ 越佐教育雑誌 M26. 1)とあったが、98(明治31)年には“今日ニ当リ好ンテ其兒ヲ逸遊ニ放棄スルノ父兄アルヲ認メズ”(教育諮問ノ答案 中村米香 同上誌 M31. 4)と変化している。しかし、就学率には地域による差異が残り続けたことも間違ひなく、全国平均就学率が50パーセントを大きく越えない時点では、きわめて低い就学率の地域が広く存在したと思われる。1902(明治35)年の記事であるが地域による就学の分布は次のようにとらえられている。

“我県下などを以て見ましても、或る地方などでは学齢児童百人に対し九十人乃至九十五人位の所もありませうか之は誠に稀なので、或る片田舎山間の村落の如きものにして見ますると百人に対する二十人位の甚しい所がまゝあるのであります。そして之を平均したらどの位あるかと云ふと、漸々五十人位のものであります”(学齢児童の就学を多からしむる方法 小池喜八

教育実験界 M35. 10. 25)

このような実感は明治35年の全国就学率91%とは異なっており、同一府県でも高い就学率の地域と低い地域が併存する状態は続いたのではないかと思われる。

第3節 町村における小学校観

1890年代まで就学率が低い地域があったことは、その背後にこの状態を生み出す町村民の小学校観、就学観があったことをうかがわせる。このような小学校や就学をめぐる人々の考え方を見ていきたい。

1891(明治24)年3月香川県に赴任した柴原和知事は精力的に学事振興策をとり『香川県教育会報告』誌上大変評判がよいが、彼は低就学率の理由を次のように論じている。“本県ハ全国ニ比スルモ富裕ノ点ニ至テハ却リテ高キニ居レリ”“本県ノ如キハ人口稠密ニシテ一方里内平均五千人ヲ充セリ”“本県ノ如キハ決シテ通学ニ不便ナル地ト云フヲ得ズ”とのべて、不就学の原因を貧困だとはいっていない。彼によれば理由は外にあり、“斯不完全ハ教育家諸君ノ尽力未タ十分ナラサルノ致ス所ト謂ハサルヲ得ス”(第二回総集会記事 香川県教育会報告 M24.4)と教員に原因があるという。これは後述するように一定の事実を反映している。また三野・豊田郡のある2村は郡内中位以上の富村であるが就学率31.2パーセント、出席者は学齢児童の24.0パーセントである。ここでは貧富どちらも就学しない理由として次のように述べている。

“学齢児童ニ対スル就学生ノ少ナキモノハ父兄ノ冷淡ニヨルカ其職ニアルモノ、信用未タ分ナラサルカ貧者ニアリテハ其資用ヲ給シ難キニヨルカ将タ通路ノ遠隔ナル者ノ通学ニ適セザルニヨルカ必ス此四者ニヨラズンハアラズ”

(三野・豊田部会記事 同上誌 M26. 9)。

香川県のある学区では935人中337人の就学(就学率36.0パーセント)である。理由としては、“家貧困以テ就学スル能ハサルモノアリト雖トモ多クハ父兄ニ於テ未タ教育ノ必要ヲ感セス児童ヲシテ自家素麺製造ノ手伝ヲナサシメ人間将来安危ノ別ル、時期ヲ僅カ一日半錢乃至式錢ノ工錢ノ為メニ徒ラニ経過サセ毫モ怪マサルモノ多キニ居ル”(五番学区学事概況 同上誌 M23.3)と主たる理由は貧困ではなく生活上学校が必要ではないこと、父兄の無理解だと述べている。他の未就学理由調査においても、貧困より父兄の「無智」すなわ

ち就学の必要を認めていないことがあげられている。少くとも貧困だけを理由としている記事はこの時期の教育雑誌には見出せないのである。

“(一)父兄等無智ニシテ教育ノ何物タルヲ知ラザルコト
(二)女子教育ノ必要ヲ感ゼザルコト
(三)学校へ通学ノ不便ナルコト
(四)赤貧ニシテ就学セシムルコト能ハサルコト
(本会記事 同上誌、M26. 6)”

“原因

- 一 学齢児童就学規則を励行せざること
 - 二 一般に教育思想の乏しきこと
 - 三 比較的女子の就学少きこと
 - 四 比較的貧民多きこと
 - 五 比較的農民多きこと”
- (第七回新潟県教育会決議第一号 本県就学児童の寡き原因並普及方按 越佐教育雑誌 M31. 9)

貧困は、すでにみたように恣意的に判定される場合も口実とさえみなされていた。次の調査は、尋常小学校には不就学でも必要とさえ認められれば別の教育は受けさせていたこと(丁の(3))、また貧困の判定基準はいわば社会的な力としてあって小学校への就学は富裕者にのみ許され、そうでないものが就学させることは“シャラクサイ”つまり出すぎたこととされていた。そこには「国民の義務としての就学」などという考え方よりはるかに強く、町村の人々の学校観が働いていたということができる。

“不就学者の理由調査

- (甲)父兄の産業に関するもの
- (1)貧困にして筆墨等の用具を備ること克はざるもの
 - (2)貧困にして子女の他人に雇児守となれるもの
 - (3)子女を役して自家の子守となしたるもの
 - (4)身元もなき癖に小供を学校へ上げるは“シャラクサイ”といふ近隣父兄の非難を憚かりたるもの
- (乙)小学校に関するもの
- (1)授業料を出すことを難するもの
 - (2)体操其他の学科を難ずるもの
 - (3)通学の不便即ち通路の遠きを厭ふもの
- (丙)子女に関するもの
- (1)子女の疾病に罹れるもの
 - (2)子女の入学を嫌い父兄の言を用ひざるもの
- (丁)父兄に関するもの

- (1)身元もなければ児童の入学は必要ならずとするもの
- (2)女子には学問はいらずとするもの
- (3)女子を寺院に送り私に教授を任せしもの”
(不就学の理由調査 香川県教育会報告 M23.7)

上記理由中、丙の(2)は“子女の入学を嫌い父兄の言を用ひざるもの”であるが、同記事には引続き“中途退学の理由調査”がのせられている。そこには“教師に小言いはれたるより父兄の言を用ひずして通学せざるもの”というのがある。次の記事においても、登校準備の遅れ、家の手伝い、朝寝坊、物見遊山など、親は様々な理由で子どもを休ませている。学校へはどうしても通わすべきだと考えていなかったのである。

“父母タルモノ教育ノ心得薄ク為メニ其必要ヲ感スルノ度浅キヲ以テ児童ヲシテ或ハ平素時間ヲ守ラシムルノ注意ヲ欠キ或ハ猥リニ之レヲ使用シテ欠席セシメ或ハ瑣細ノ事ヲ口実トシテ欠席セシメ或ハ家事不規則ナルカ為ニ出校ノ用意ヲ遅延セシメ或ハ朝寝ヲナサシムルカ如キ若クハ我子ノ愛ニ溺レ僅カノ風雨ニモ欠席ヲ許シ又物見遊山等ニ課業ヲ休マシムルカ如キニ出ツル”
(生徒ノ欠席ヲ拒ケ一方便 神山熊三 埼玉教育雑誌 M26. 6)

次の例は、お茶の稽古があるので学校を早退させるという親からの連絡で、通信簿(連絡帳)書き方の例の一つとしてあげられている。

“本日茶ノ稽古日ニ付午前十一時過早退致サセ度此段御届申上候也

追而一々御届申上候ハ徒ニ通信簿ノ紙数ヲ減スルノミナラズ毎月三八ノ日ニ限り居リ候間予メ御承知相成リ度候(高等小学校第一年級女児ノモノ)”

(学校と家庭の連絡の方法 愛知教育雑誌 M28. 3)

以上のような記事は小学校が人々に重視されてはいないことを示しているといえる。やや極端な例では次のような記事がある。

“学校に対しては当初無用の長物視して不潔物品の投棄所の如く校構内へ持参し使丁大に苦しみしも昨今ハ一般に学校を愛するに至れり”

(実験談(1) 湧井良平 越佐教育雑誌 M32. 11)

新潟市内の小学校の例であるが、学校がゴミ捨て場となっていたというのである。

父兄が学校の必要性を認めようとせず、したがって重視もしないのは、小学校が人々の生活になんの役にもたたなかつたからである。さらには家産を傾かせる害のあるものとさえ考えられていた。

“従前小学校ヨリ出セシ子弟ノ成績ハ甚タ実用ニ疎クシテ日用帳簿ノ記載方普通勘定ノ仕方荷札請取類ノ読ミ書キハ却テ一小店ノ小僧ニモ劣ルガ如キ死物的ナルモノ往々ニシテ数年ノ光陰ト多額ノ費用ヲ投セシモ更ニ其効ナキモノ、如ク稀レニハ読書ヲ好ムモノアルモ却テ其家業ヲ忌避シ青書生風トナリ遂ニハ父兄ノ訓誨モ馬耳東風ト一般ナルガ如キ如何ニモ仕方ノナキ変形物トナルモノ多キニ居レハ自然父兄ノ心ニ今日ノ教育ハ無効ノモノトシ今日ノ学校ハ青書生ヲ製造スル場所ナリトシ却テ旧寺子屋ヲ羨望スルノ傾向アリテ遂ニ父兄ノ思想ニ教育界ヲ遠サカリシ原因トハナリタルナリ”

(父兄ヲシテ教育界へ足先ヲ向ケシムルノ方便 後藤三郎 愛知教育雑誌 M21. 6)

“学校ノ生徒ト学校ニ入校セサル生徒ト品行上ナリ学術上ナリ万事格別ノ差カナイト云フ世間ノ評判ヲ蒙ラサル様ニ致シ度キモノナリ”

(小杉文部視学官ノ談話 香川県教育会報告 M25. 3)

“今日の尋常小学校を卒業したりとして実用に便ならず益々父兄の業務に遠かりつゝあるか如き觀あるは実際に於て視察したり蓋小学校は読書算を学ぶの外実業習得の余地なし故に小学校に居ること愈永ければ弥々実業を厭ふの念其反比例に赴くか如きハ喜こぶべき現象にあらざるなり故に国民の義務教育を卒業したらんには必ず相当に読書算を活用し得るは勿論進んでは実業の知識をも附与し以て卒業後の事跡に於て教育の成績は直接的に父兄を感應せしむるに至らは蓋不言にして教育の振張を期することを得んなり云々”

(第七回新潟県教育会総集会記事 越佐教育雑誌 M31. 6)

このように父母には教育の必要性が少ないから、就学率をあげる役目を担当しながら何の強制力ももたない町村当局者、教員は父母の要求に敏感であらざるを得ず、かつ一定程度それを容れざるを得ない。次の記事は特に遅れた地域のこととしてあげられているが、学校に対する父母の要求は、教科の設置にまで及んでいる。

- “(1)此校ニ奉職スル教員ハ正教科ノ外ニ毎日修業後
漢籍国史類ヲ年長児童ニ教ヘサレバ地位久シキ
ヲ保ツ能ハズ
(2)教師ハ給料ノ外ニ益節句ノ御歳暮ト称スル報酬
ヲ得ルコト
(3)机腰掛ハ一脚モナシ生徒ハ皆床上ニ藁ヲ布キテ
坐シ文庫ノ上ニテ毎日二時間以上ノ習字ヲナス
コト恰モ土耳古ノ学校ニ似タリ
(4)教員若シ一度ニテモ体操ヲ教授セハ父兄ハ大ニ
不平ヲ鳴ラシテ児童ヲ退学セシムルコト
(5)何事モ規則通リニ行フトキハ父兄ヨリ譴責ヲ蒙
ムルコト”

(三野豊田郡会記事 同上誌 M26. 9)

特に明治期になって始まった教科は非難のまとになりがちであった。体操科唱歌科については次のような記事がある。

“体操唱歌の不必要を云ふもの最初は多かりしが近時に至りては絶無の有様なり”
(実験の一 佐野謙 教育実驗界 M31. 9)

“今日ノ実況ニテハ体操科ハ人民ノ好マサルヲ意ニ介スルニヤ本郡内各小学校ヲ見渡スニ大抵毎週三時ノ規定ヲ守ラズ教則ハ反古様甚シキニ至リテハ二三週ニ一度位極々不活発遊戯然タルコトヲ体操ト称シテ教授セル学校アリ(今其校名ハワザト言ハズ)然ルニ該校独り愚民ノ小言モ構ハズ民間ノ反対ニモ頓着セズ無遠慮ニ实行シツ、アル”

(三野豊田郡会記事 香川県教育会報告 M26. 11)

父母の学校に対する要求を無視しないのは単に就学率にかかわってくるからという理由だけではなかった。1888年に成立した地方制度のもとでは、小学校費は町村会で議決されたから、父母の意向は学校の存続を左右するものと考えられた。次の記事は教員の村会傍聴後の感想(疑問)であるが、このような村会の態度は村民の小学校観の一定の反映とみることができる。

- “(一)村会ガ教育費ヲ議スルニ方リテ自治ト云フコト
ヲ誤解シ妄リニ其意向ニ依リテ之ヲ左右セント
スルノ傾向ハナキカ
(二)村会ハ実ニ教員ヲ臨時日傭人同様ニ思ヒ常ニ教

員ハ其事業ノ割合ニ給料多キモノト考フルノ念
處ノ去ラザルコトハナキカ

(三)村会ガ教育費ヲ議スルニ方リ可成的之ヲ減殺ス
ルヲ以テ人民代表者ノ責務ヲ尽セリト思ヒ一村
公益事業ノ改良上進ニハ更ニ注目セズ或ハ県会
国会等ニテ予算ヲ減ゼントスル政党ノ風ヲ学ビ
テ直ニ我一小自治区ニ適用シ為ニ大ナル事業
ヲシテ渋滞セシムルノ傾向ハナキカ”

(三野豊田郡会記事 同上誌 M26. 9)

このような町村民の学校観に対し町村当局者、教員は啓蒙活動によって少しでも理解を求めるわけであるが、ある場合には町村の人々は教員に対して攻撃的でさえあった。

“本村ニハ從来教員卒先シテ教育幻灯会或ハ演説会ヲ
開キ或ハ家庭ノ戸毎ニ就キテ父兄ヲ説キ巡ル等頗ル力
ヲ就学ノ勧漁ニ尽シ、モ地方頑民ノ弊トシテ動モスレ
ハ教員ガ我田引水ノ慾仕事ヲストルカ或ハ教員モ村ヲ
巡回スル様ニナリテハ価位ノ下落セルモノカ等種々ノ
罵言ヲ唱フルコトアル”

(三野豊田郡会記事 田中栄三 同上誌 M26.
11)。

小学校教員は役場の小吏に及ばず、巡查よりも冷淡にみられている。村人は“小学教員ヲシテ小児ノ守リ
餓飢ノ隊長鼻垂シノ親玉町村ノ雇人ト見做”していると述べる記事もある。その理由については“今日ノ小学教員ノ昔日ノ村夫子ニ及ハザル所ハ恒産ナキト月俸ニ衣食スルモ薄給ナルトヲ大元因トシ且其月俸ヲ町村ヨリ
支給セラレ其教員多クハ年少軽浮ノ者多ク確乎タル德操ナ”いからだとのべている(小学校教員ノ地位ヲ高ム
ルノ方策 淡水漁夫 福島教育 M30. 1)。

町村当局者、教員が協力して啓蒙活動をおこなう記事は後述のように多いのだが、なかには教員がそれを明確に拒否する事例があり、それらは古くからの教師観によると同時に、父母の反感の存在も一因ではなかったかと思われる。たとえば松前教育会(北海道)では例会において、“不就学児童ノ父兄ニ懇篤ニ勧誘”する案は、“全体督責法ハ其ノ当路者及ヒ関係者カ直接ニ
誘導スルノハ感服セヌコト”とか“決シテ為シ得ヘカラ
サルコト”と反対論に圧倒され“学事世話係ニ任スルコト
トスル方可ナルヘシ”が有力意見であった(談話 松
前教育会雑誌 M22.2)。あるいは、“教員にして自ら

児童の就学を奨励するは師道に背けりと論する者あるか如し”(大野郡学事概況 大分県教育雑誌 M27.9)などともいわれる。このように父母の意見、学校観が教員を凌ぐ強さをもって働いたことは、一面、教員の権威が確立されていなかったことにもよっている。また教員自身にも問題点があった。一例だけあげておきたい。

“教員出勤簿ヲ検スルニ……(引用者略)……欠席遅参甚多ク上多肥(校名……引用者)ニ於テハ一二名ノ教員ハ毎月必二三度ノ欠席ト三四度ノ遅参ヲ為スモノアリト聞ク必シモ病気ノ故ニアラスト”

(巡回記事 香川県教育会報告 M24. 6)。

他方で、教員自身が就学率の増進、学校費の獲得のために父母や町村民の要求を考慮せざるを得ず、そのなかで自らの権威の確立に努力していたことを指摘しておきたい。香川県のある学区で“学事ノ劣観”を改良するため次のように協議している。

“去月下旬頃ヨリ校規ヲ一層厳重ニシ特ニ校舎内外ノ洒掃万般器具ノ整置職員出退ノ時限等ヨリ管理上教授上深ク注意スル所アリテ以テ将来教育ノ美果ヲ奏シ区内人民ニ教育ノ必要ヲ認識セシメントノ申合アリ”とし、その方法として“職員ハ当分ノ内出勤定時ニ先タツコト四十分居残ルコト壹時以テ校務ヲ執ルコト”、“教務執行中充分管理ニ注意シ決シテ混乱紛擾中ニ教授スヘカラサルコト”と教員の規律を糾し、教授法の改善をはかると共に父母の費用負担を減すために“墨コケラシ”や“墨トリアビ”などという子供のいたずらの防止や使用筆数の基準などを決めている(五番学区学事概況 同上誌 M23. 3)。また“父兄をして学校を信ぜしむるため教員たるもの、親切に教授することと教員其人は老年者を用ゆべき旨”“学校の信用を得るを以て緊要となし……土着の老年者を教員に用いる”ことを話し合った記事もある(山田香川郡部会記事 同上誌 M23. 5)。

以上、不就学者の多い時期には、町村において小学校への就学を切実に必要とはしておらず、そのような学校観、就学観が存在していたことをみてきた。

第4節 不就学を支える法制の問題

就学奨励に関する記事のなかに、法制や事務手続の不備をあげる記事を一定数見出すことができる。特に法制度的に一応の確立をみたとされる1890(明治23)年「小学校令」のもとで問題が明確になった。すでに述べたように、就学猶豫、免除を含む就学手続は父母の側

から起されることになっていた。この理由の一つに、就学を国家の強制ではなく父母の自発的行為とみなすような側面を法制、制度がもっていたことをあげたい。この点が明確に転換したのは1900(明治33)「小学校令」改正においてである。この時府県での批判、改革が先行しており、1900年の改正は批判に対する1つの回答でもあった。

では1890年「小学校令」ではどのような法制だったのだろうか。“第三章 就学”において、“学齢児童ヲ保護スヘキ者”は学齢児童を尋常小学校へ就学させる“義務アルモノトス”とされ、その義務は児童が学齢に達した年の学年の始めから生じる(第2条)。猶豫、免除の申立ては“学齢児童ヲ保護スヘキ者”から市町村長に申立てる。その申立てにより、あるいは、“申立ナキモ”市町村長は検査をおこなうことができ、監督官庁の許可を得て決定できる(第21条)。さらに就学のみでなく出席の必要性も明記されている。この「小学校令」下で問題は明確になったのである。

この問題を意識的に、多くの紙面を割いて論じたのは『教育実験界』に連載された(1900年5月25日号から9月10日号)「宮城県義務教育成績」である。宮城県は1898年就学率増加のためのとり組みを始めた⁵⁾。初めに県は基礎的データを得るために、学齢児童数、法的に猶豫、免除が認められる児童数、就学しなくてはならないのにしていない児童数の調査をおこなった。学齢児童数総員は前年に較べ約1万6千人すなわち1割近い減少を見、翌年もさらに減少して担当者をして“増減不秩序を見……頗る疑惑に堪へざりし”と言わしめている。次に法改正、就学督責規則の改正に移るが、当時の法令に対して次のような批判をのべている。やや長文にわたるがきわめて具体的であるので引用したい。

“一、就学督責事務の根本材料たる学齢簿の調査に時期を定めず、其調査と学事統計の調査とは實質に於て密接の関係あるものなるにも拘はらず、其連絡を付けざるは從来の大欠点にして為めに学齢簿の調製を怠るもの少からず、よし僅に之を調整するも爾後加除訂正等を加ふることなきを以て、学事統計と符合する所なく、互に形式的空虚なる表簿に過ぎざるなり、然れば固より斯の如きものに依りて實際の事務を執行すべきにあらずして、唯無用の手数たるを免れざりしものとす。

二、学齢児童の保護者をして其児童の就学不就学等に関する届出の義務を負はしめたるも、理想上は然ることながら實際行政官庁の督促を俟たずして此義務を

履行するものは殆んど皆無と言うべく、而も此規定の為めに当務者之を励行せんとするは非常な手数を要し、否らざれば却て其督責を怠るに至り、終に徒法に流れたることは實際明白なる事実なり。(学校に於て入学願書を徵するが如き亦此類にして就学に不便を与ふるものなり)

三、督責事務の期限即市町村長が学齢児童保護者の届出しにより、若くは保護者の説諭等をなし、其児童を入学せしむべきか否かを決定する時期(凡二月)と實際学校に入学せしむる時期(四月)との期間の離隔甚だ大なるを以て、入学の予定と實際とは常に齟齬して督責の実を挙ぐること能はず、故に多くは三月以前に於て督責事務を行ふものなく、適々之を行ふも多くは徒労に属するを以って四月入学の期に至り俄に督責を加ふる等事務の紛糾を免れず、隨て徒法の結果に終るもの少からず。"

(宮城県義務教育成績(承前) 教育実験界 M33. 6. 25)

さしあたって問題にしたいのは第2項、第3項である。すなわち就学不就学の手続きを保護者の側から始めることが大いに障害となっているというのである。第3項においてはさらに、2月における当局と保護者の話し合いが大した強制力をもたないこと、いい換れば小学校就学は“入学せしむるべきか否か”というレベルの問題として保護者の自発性にまかされている側面があったことがうかがえるのである。

この問題状況は宮城県だけのものではない。宮城県の就学督責規則は“各府県と同く元来現行小学校令発布の当時、文部省に催されし地方学務官会議に於て普通学務局より示されたる原案に基づき規定したもの”(同誌)とのべられている。その原案というのは1891年2月文部省主催による小学校令施行のための「府県学務官集会」における第二号案「学齢児童ノ就学及家庭教育等ニ関スル規則中一定ヲ要スヘキ事項」をさしている。この全10条にわたる二号案には就学の申立を保護者よりおこなうことは特別明記されていないのだが、各府県で明らかに本案に準拠して制定されたと思われる次のような諸規則は、学齢に達する児童を保護すべき者は就学を市町村に申立てことになっている。たとえば島根県が1892年2月制定した「学齢児童就学規則」、秋田県が同年3月制定した「学齢児童ノ就学及家庭ニ関スル規則」、長野県が同年2月制定した「学齢児童就学及家庭教育ニ関スル規則」などである。これらはいずれも就学の申立てと同時に小学校名も申立てることになっており、秋田県では保護者が“小学校ヲ指定ス”と

明記されている。猶豫、免除については「小学校令」によって定められているように全て保護者から申立てるのである。これらの法令に対し、宮城県は“現行の規則は成文備はれりと誰も、其手続等に至りては頗る繁縝に涉り、為に実行せられずして殆んど空法に属す”とのべており、“徒に父兄の届出を待たず、主として当務者をして適実に取扱はんとする”(同誌)ことを第一条の主旨とした法改正を1899(明治32)年1月におこなったのである。すなわち、市町村長がまず学齢簿を作成し、それに基づいて小学校長、保護者に通知をするというもので、届出の必要があるのは就学猶豫、免除を申立てる保護者だけになった。同様の改正は、管見の範囲では福島県信夫郡学務委員会が1895(明治28)年5月1日に決議した「学齢児童就学及び家庭教育に関する規則取扱手続」にもみられる。県制定の同規則に対し“取扱手続”によって調整をはかるとしたとみられ、町村長の作製した学齢簿により保護者に“就学命令”を發し、それによって猶豫、免除を願い出るのである(信夫郡学務委員会 福島教育 M28. 9)。福島県のばあいは経過、背景の記述がないが、意図的に府県のこの時期の教育行政を検討すれば、さらに他府県でも就学、不就学の手続きを保護者の側から起こす規則を改めて、府県あるいは都市町村当局が事務手続きとして就学手続きを主導する方法に転換するという、同様の動きが見出せると推測できる⁶⁾。

このように猶豫、免除のみならず就学もその手続きを保護者の申立てから開始するという考え方は、就学上昇に本腰をいれてとり組もうとした府県当局からまず厳しい批判を受け、そこで発想の転換を迫られた。1900(明治33)年8月公布された「小学校令」においては、保護者からの猶豫、免除の申し立てに関する条項はなくなり、市町村長が決定すべき事項のみ定められている。翌日公布された「小学校令施行規則」のなかに猶豫、免除を保護者から申立てることが記され(第84条)ているが「小学校令施行規則」第3章就学の項(第80条から第97条まで)は全体として次のようになっている。市町村長は保護者の申立によらず2月までに翌年4月就学すべき児童の学齢簿を作成し、異動を明確にし、それから保護者と学校に通知をする。次いで就学猶豫、免除の必要のある親だけが申立てをおこなうのである。この方法によって就学が当然のこととなり猶豫、免除の申立ては異例、特別のことになった。就学が保護者の自発的行為であるかのような表現はなく、就学手続きは市町村の行政事務の一部に完全に組み込まれ、国民にとっては小学校就学が所与のものとして

明示された。さらにこの法改正は、単なる事務手続きの変化という意味を越えて、就学ということに対する考え方の転換を含んでいた。すなわち宮城県の記事では次のように述べられている。

“因に云ふ、従来就学督責法施行の模様は、多くは一片の督責規則を以てし、若くは子守教育法、学用品等補給法、就学奨励旗授与等の方法を以て一時多数の就学を為さしめたるもの往々尠なからずと雖も、思ふに是等は臨機の方便としては可なるべきも、元來就学の事を以て之を国法上の義務となし、其普及を目的となせる法令の精神より考ふれば何れも経常の行政法と認むべからざるのみならず、適々個人教育の奨励となり、却て国民教育の普及を妨くるにあらざれば、或は児戯に終るものなきにしもあらず”

(宮城県義務教育成績(承前) 教育実験界 M33. 6. 25)

すなわち“国法上の義務”としての就学の奨励と“個人教育の奨励”を異なる質の問題ととらえていた。従来のように“個人教育の奨励”としての発想で就学奨励が考えられる限り“国民教育の普及を妨くる”すなわち国家への義務としての就学観の形成を妨げるとものべている。そのような問題意識に基づいて、市町村の行政中心の就学手続への転換が考えだされたのであり、「小学校令」の改正はそのような転換を含むことが明らかになる。

だが以上のべてきたことにより、父母が就学を自発的行為だと明確に自覚していたというつもりはない。先にみた町村の人々の学校観、就学観もまた、自覺的なものというより町村における小学校の存在形態に規定された「観念」とでもいうべきものであった。したがって、町村において就学を父母の自発的行為とみなしうるような制度や人々の行為、小学校観がなぜ存在し続けたかという理由も、客観的諸条件のなかに求めたいと思う。それらは歴史的諸条件の結果であって、意図的な追求の結果とは考えられないである。その意味で重視されるのは、町村における事務機構の成立の問題であり、また法制の歴史である。

先に引用した宮城県の法令批判の第1は、事務手続きが全く脈絡なくおこなわれていることであった。宮城県が事務手続整備のためにおこなった次のような手順をみると、いかに事務が成立していなかったかがわかるのである。すなわち“学齢簿は就学督責事務の根本帳簿なるを以て極めて精確を期せざるべからず然るに規制に於て義務児童は恰も住居法に依るものなきを以

て単に戸籍簿のみ依頼するを得ず何んとなれば彼の戸籍法に於ける出入寄留届の如き固より制裁の嚴なるものありと難も之を怠るもの往々少からずして実際の人数と符合せず(氏名年齢等実地と相違せるの類枚挙に遑あらず)”(宮城県義務教育成績(承前) 教育実験界 M33. 8. 10)という状況があった。そこで宮城県の各市町村は次のような手順をとったのである。

- (い)戸籍簿(出入寄留とも)書き抜くことより
- (ろ)学齢簿に照会し戸籍簿に漏れたるもの(寄留届をなさずして実際入学せる者多し)
- (は)出席簿に照会し実際の不就学を調査すること。
- (に)卒業生台帳に照会し義務の就(修または終の意か一引用者)否を調査すること。
- (ほ)戸別に就きて帳簿面と実地とを照会し調査すること。

この仕事は県内一斉に1899年4月1日より始められたが“仙台市役所の如きは此簿冊整頓の為め学務主任者の外臨時四五人の雇を加へ夜を以て日に継ぎ漸く同年十月に至り完成せり 但市は固より寄留者の出入多く他町村の比にあらずと難も而も此一事以て他を類推すべきなり”(同誌)というほど難作業であった。それではこの時まではいったいどのようにしていたのだろうか。次のような記事は1890年頃以降の様子を示している。

“学事世話係ハ郡役所ノ差団ヲ受ケテ其時限り督責スルモノニテ別ニ帳簿モナケレバ始終注意シテ督責スル訳ニハ参リマセヌ”

(談話 松前教育会雑誌 M22. 2)

“日下部氏ノ談話ニヨレハ豆州下田ノ某所ニテハ学区内ヲ幾組ニモ分チ各組ニ就学奨励委員ヲ設ケ其組内ノ児童学齢ニ入ルトキハ戸長ハ姓名ヲ木札ニ認メテ委員ニ送リ委員ハ之ヲ居間ニ懸ケ置キ爾後学校ヨリモ役場ヨリモ就学進級欠席退学等アレハ委員ニ報シ委員ハ此報ニヨリ木札ノ懸所ヲ分チ分類シテ記憶シ近隣往復ノ序ニ不就学者欠席者ヲ説論スル慣例ヲナシ頗ル効アリト云フ”

(全国教育者大集会記(続) 岡内清太 香川県教育会報告 M23. 10)

“山田香川郡に於ける就学の著しく多数なる各村につきて聞くに……教員より加りたる委員に於ては戸毎につき誘導を加へられしもの多しつきく”

(山田香川両郡に於ける本年就学の景況 同上誌 M26.4)

“学務委員ハ三名ニシテ……已ニ本年ノ如キ委員数日ヲ費シ各戸ニツキ児童ノ就学ヲ督励サレタリシガ(学齢児童数214人内158人就学－引用者)其効空シカラズ”
(三野豊田郡記事 同上誌 M27. 2)

“一、学年末ニ教育会ハ郡内各町村学齢児童ニ關スル諸調査並ニ比較統計表等ヲ製シ町村役場学校学務委員及特別ナル篤志者ニ配布スルコト”
(教育会ノ事業トシテ就学ヲ獎励スル方法 同上誌 M26. 6)

帳簿は整備されておらず、町村内各戸を知悉した町村吏員や教員による戸毎の学齢児童と就学状況の把握が最も有効な方法であったといえる。このことは、就学奨励が「学制」以降学区取締や学務委員など町村の名望家層に依拠して主としておこなわれていたことと歴史的つながりをもっている。以下のべるよう帳簿作製、それに基づく就学奨励事務はかなり大変な仕事として彼らに担われてきたのである。

まず、「学制」においては就学の状況は毎年2月に学区取締が前年中の就学者不就学者を調べて地方官に提出することになっており(第13章)、1879年「教育令」のもとでは学務委員が12月31日現在の学齢人口とその年1月から12月までの就学(12月現在就学していることが必要)⁷⁾について調査することになっていた。1880(明治13)年8月には不就学者を分けて“未タ就学セサル者既ニ就学ヲ終ヘシ者及普通教育ニアラサル他ノ学科ヲ修ムル者等ヲ區別”⁸⁾することとされ、さらに1880年12月改正「教育令」のもとでは81(明治14)年1月文部省達「就学督責規則起草心得」によって、次のように区分して(要旨)就学状況を調査することとされた。

- (1) 3箇年の課程をおえていない学齢児童でその年就学していない者
- (2) 同前で、その年就学した者
- (3) 3箇年の課程をおえた学齢児童で就学を継続していない者
- (4) 同前で、その年就学した者

上述8月の調査以降引き続き1885年まで、8年間の学齢期間中小学校初等科を終えても就学していなければ不就学として統計上処理され⁹⁾、さらに毎年16週日の出席が必要とされたので、上の(2)(4)については1年間に16週の必要出席日数を満しているかどうかとその理由が翌年の初めに調査された。81年4月文部省達「学事表簿取調心得」では学齢簿、学籍簿、出席簿等合計27表が詳しく決められていて、学務委員は学齢簿

を始めとする帳簿作成の負担をもっていた。さらに、1885(明治18)年12月には「学事年報取調条項」が改正され、それに関する行政指導で12月における在籍者と出席者の区分は必要でなくなる¹⁰⁾。このようにめまぐるしく変化する就学概念、帳簿の種類、項目の意義がどこまで町村学務委員まで伝わり、そして実行されたかはきわめて疑問である。学務委員は1885年8月「教育令」によって廃止となり、以後事務は戸長に受け継がれる。1890年「小学校令」において再び学務委員がおかれるが、地方自治制度に組み込まれ、設置が義務づけられた常置委員として市町村長を単に補助する立場しか与えられず(「小学校令」第73条、80条など)、就学奨励事務は基本的に町村事務となったのである。しかし以下引用する記事が示すように、町村において就学奨励事務は重要性を与えられず、先にみたように依然として町村名望家層による戸別の把握が最も有効だと考えられていたのである。

“大野郡学事概況

第二 就学に関すること

一、村長の学事に冷淡なるや学齢児童調査簿を整理せず教員の執務に粗略なるや年末統計を為さず是を以て人其村内に果して幾人の学齢児童あるか毎年日々出席生徒平均数は如何等を知る能はざる村少からず然らば毎年差出す所の年報諸表の書類は如何と問へは是亦單に表面上執務の責を塞かんか為に作為したもの多くして其確実誤なきものは甚た稀なり今其一二例を挙ぐれば学事統計表の面に日々出席生徒平均数七十幾人とあるを実地に就いて検査すれば僅に四十幾人たるあり或は数十人もある既卒業退学者を零として載せたるあり又同表中学齢人員合計の如き若くは他の某項の如きも其事実の如何は之を顧みずして唯他項の都合如何により其数を加減するもの多しと云ふ是等書類の従来一般に精確ならざりしこと推して知るべきなり(引用者中略)

一、事由なく欠席せる生徒の出席を其保護者に督促すること亦殆行はれず其原因蓋二あらん学齢児童調査簿をだに編製せざる村にありては勿論就学児童名簿を学校に廻送することもなく教員は如何なる児童か当に出席せざるへからざるかを知らざるを以て督促せんにも其仕方に困ることは其一なり教員は督促を与ふべき児童保護者を知れるも懶惰にして手数の煩労を厭ふことは其二なり但此二原因中孰れか重きに居るかと問はゞ余は其第二原因を以て之に答へんとす教員の督促を行はざること斯の如くなるを以て督促に応せざるもの

村長に報告すること亦甚稀にして村長も亦稀に其報告を受くることあるも速に諒諭を加ふることなく其諒諭に服せざるもの監督官庁に報告するか如きは未、一回も之を行ひしことなく又稀に諒諭を受くる保護者も唯々出席せしむべきを答ふるのみにして實際は出席せしめざるもの多し”

(大野郡学事概況 大分県教育雑誌 M27. 9)

“無論八釜敷督促若くは説諭命令いたす学校も有之様に御座候へども役場よりは之を輕々に見流し毎月の報告書は只瞥見したるのミにて更に意に留めず實に冷淡の次第と風のたよりにて聞及申候”

(田舎学事見聞録(続) 東海漁師 九州教育雑誌 M29. 4)

次の記事はやや後のことであるが、この時期にも該当すると思われる。

“殊に遺憾とする処は市町村吏員の教育事務に対する態度なり彼等は一般に教育事務は他の事務より軽くして且つ其監督最も緩慢なるものと思惟し居れり「あ、教育事務か夫れは後廻しだ」とは彼等の等しく口にする常套語なり 甚しきものに至りては教育事務は好意的事務なりと心得居るものさえあり”

(懸賞・県就学及出席奨励方法(二等当選) 橋友治 福島教育 T2. 3)

このように教育事務に重要性が与えられないのは、市制町村制など新しい地方制度のもとで租税、徴兵などの事務を役場が負っており、学事にはいわば手がまわらない状況があったからだといえる。したがって次のように学務委員の地位を上げ就学奨励に関する一層の任務分担が要求されるわけである。

“普通教育ニ関スル諮問答申書

○学齢児童ノ就学ニ関スル事

(一) 就学勧誘ノ方法

一、就学ニ関スル事務ヲ学務委員ニ分任スル事

(理由) 従来就学事務ハ市町村長等之ニ當レリ然レトモ市町村長ノ職タル事端百般ナルヲ以テ之カ督励ニ十分ヲ手ヲ尽クス能ハス依テ之ヲ可及的学務委員ニ分任セントス学務委員ハ学校家庭ノ中間ニ在リテ双方ノ事務ニ通セルヲ以テ之カ督励上大ニ便宜ナラン”

(私立兵庫県教育会が兵庫県知事へ提出した普通教育ニ関スル諮問案答申書 愛知教育雑誌 M27. 4)

以上みてきたように、1890年「小学校令」下では就学を国民の義務として強制するだけの機構が成立しておらず、またそのことが、就学不就学を保護者の側から第一に申立てる慣例を引き続き存在させていた一つの理由と考えられる。ところで就学、不就学を保護者の申し立てから始めるということはいつから始まったのであろうか。詳細は明らかにできないが、基本法令を概観すると、就学事務が親の届出から始まり、就学を親の自発的行為とみなす側面は「学制」以降ずっとあったといってよい。「学制」第2章は“一般人民^{華族農工及婦女}ノ学ニ就クモノハ之ヲ学区取締ニ届クヘシ若シ子弟六歳以上ニ至リテ学ニ就カシメサルモノアラハ委シク其由ヲ学区取締ニ届ケシムヘシ”とあり、就学、不就学とも親がまず届けでることになっている。その結果について、翌年2月に学区取締は調査するにすぎない(第13章)。“自由教育令”とよばれた1879年「教育令」においては、16箇月の就学が定められ4年未満で終わることは許されていないから、1年間120日の就学が必要であった¹¹⁾。このようなゆるやかな就学であったが、就学させない親への強制的措置は許されておらず、普通教育を受けない児童が不完全な小学校に入学することを学務委員・戸長は制止してはいけない(但し7カ月後取消¹²⁾)、とされたり、また、“学齢児童ヲ事故ナクシテ就学セシメサル儀ハ無之筈ニ付精々勧諭可致右ノ外別ニ処分無之儀ト可相心得事”¹³⁾と指令されている。また1880年「教育令」においても、毎年16週日、すなわち4か月就学させなければならない点は1879年「教育令」と同様であり、学務委員が就学について強制的でないことも同様である。すなわち先に述べた明治14年文部省達「就学督責規則起草心得」でも毎年の終りに就学、不就学について調査し不就学の申し出が認められない者については“篤ト将来ヲ戒諭シ或ハ更ニ其筋ノ説諭ヲ乞フコトアルヘシ”(第5条)と、強制力はもっていない。1885年「教育令」改正のもとでも、学務委員の調査はこれから就学すべき者についてではなく、その年2月現在の就学、不就学の状況調査なのである¹⁴⁾。1890年代の不就学や猶豫を就学手続きと同様保護者から申し出る考え方は、直接的には森文政下から継続しており、また就学を親の自発的行為とみなすような面は法制上「学制」以降引き続いているということができる。これら法令上の側面は意図的に設定されたものではなく、何らかの理由により1890年代後半まで、特に問題とされずに継続したとみるべきだと思う。

第2章 就学奨励活動

第1節 概観

これまでのべてきた低就学率の状況を変えた要因は何であろうか。ここでは教育雑誌記事が低就学率の状況を変えた要因として何をあげているか検討したい。就学奨励に関する記事は少なくとも明治期いっぱい続いている。そこでまず初めにこの時期の雑誌記事における就学奨励活動の全体を述べたうえで、特に記事の多かった女子への特別の働きかけと就学奨励団体について節を改めて、詳しく述べることにしたい。

まず、1880年代からかなり長期にわたりみられるのは、郡町村吏員、学務委員、教員等が主催し、広く一般の町村民を対象とする、演説、幻灯、理化学実験などをとり入れた啓蒙的な集会である。

“北埼玉郡内の有志者相結合して題号（“教育懇談会”……引用者）の如き会を設け既に二三年の間毎月加須不動岡騎西の三ヶ所に於て輪番に相会し來ったが今回大日本教育会から西村貞、中川元、武居保の三人を弁士に招き、一六二人の来会者を得て演説会を開いた。”

（教育懇談会 埼玉教育雑誌 M16. 11）

“田村郡常葉村にては最寄の小学校教員及同地民間の有志者が発起となりて福島師範学校長並に教官を聘し教育幻灯会を開かんとて目下非常に尽力中なりと 其主旨を聞くに今日の教育ハ何程子弟を薰陶しても父兄の愚昧を攬破せざんは完全の効を奏する能ハす 而して今父兄の愚昧を攬破するには幻灯会を開いて之を教誨するに如かすとの事なりし”

（幻灯会の企 福島私立教育会雑誌 M19. 9）

“1、各地方ニ於テ適當ノ区域ヲ設ケ時機ヲ計リ教育談話会或ハ教育幻灯会或ハ教育展覧会等種々ノ方法ヲ以テ父兄ヲ集メ児童就学ノ必要ナル所以ヲ談話シ以テ奨励勵誘スルコト”

（教育会ノ事業トシテ就学ヲ奨励スル方法第二項 香川県教育会報告 M26. 6）

“生徒父兄ヲ集メ幻灯ヲ使用シテ教育談話会ヲ開キ家庭教育ノ事ニ就キテ縷々説明シ余興トシテ各国勝地ノ図百貫丸沈没ノ図等ヲ示セシニ來会者ハ少シモ厭嫌ノ色ナク親シク家庭教育ノ結果ヲ目撃シテ大ニ感ズル所

アリシ”

（教育談話会 同上誌 M26. 11）

以上のような町村民を対象とし、幻灯、演説、理化実験などを含む就学奨励の集会はかなり長期間もたれている。これらの集会にはいくつかのタイプの違いがあり、時期による変化もみとめられる。例えば、上記諸例のうち最後の例では集会に“郡長其他学事関係吏員”も出席しているが、このような主催者による違いがある。すなわち第1例第2例等1880年代の集会では主催者の側に有志的結束がありその活動として演説会を組織していて自由民権運動期の演説会を彷彿とさせるのに対し、1890年頃からは教員や教育会が主催者となることが多くなり、活動も行事的になる。

“本年ノ不景氣ナルニ比シ我両郡小学校ニ於テ意外ニ入学生ノ多キヲ見ルニ至リシトハ實ニ何ヨリ祝ス可キコトニシテ我教育部会ガ昨年末以後幻燈器械ヲ盾トナシ通俗談話ヲ矛トナシ残ル隈ナク郡内ヲ経回リ大ニ誘導ノ労ヲ積シカ其労亦幾分ノ効ヲ成シタリト”
（彙報 同上誌 M23. 9）

“高松町五番町鶴屋町両尋常小学校職員諸氏は一の規則を設け職員と父兄との間を親密にし学校教育と家庭教育との関係を厚ふし以て子弟教育を完全ならしめるが為め本年二月より談話会を開設し去月六月二十五日其第三回を五番丁尋常学校に於て開かれたるに父兄の来会せし者無慮千百余名にして職員諸氏が熱心なる談話実験には父兄の感動を起し、事少々ならざりしといへり”

（通俗教育談話会 同上誌 M24. 5）

このような集会は就学奨励を直接的な主題とした会から、娯楽的要素も含む小学校を場とした社会教化機関へとなって残ったように思われる。その連続性がうかがえる記事を1例あげておきたい。

“一、幻燈会、学区域を数組に分ち、集合に便利なる所にて幻燈会を開き、学校家庭の連絡に関する映画を示し懇に説明をなす、必多少の利益あるは疑無きも、如何せん児童の保護者のみ參觀せしめんか、余り少數にて説明に張合ひ無く、一般に參觀を許さんか小供來り老人來り丁稚に娘に場内立錐の地も余さざる程集まるも、保護者の側の人は極めて少く、且何れにしても家庭の模様を知ること能はざるを以て充分の目的を達

せしことなし”

(余が実験せし学校家庭の連絡法と其得失 古家斉 教育実験界 M33. 6. 10)

また、次の記事からは1890(明治23)年に存在していた就学奨励のための活動が一覧できる。

“(1)学区内ノ学齢児童就学ノ多寡ニヨリ各異ノ就学旗ヲ県庁ヨリ下附シテ平素学校ニ掲ケシムル法、(2)就学標又ハ就学牌ト称スルモノヲ製シ就学セシ児童ハ終日之ヲ帯ヒシムル法、(3)学区内ヲ数分シ地方ニヨリ生徒ノ組合ヲ設ケ互ニ欠席遅参ヲ戒メ且近傍不就学者ヲ勧メテ就学セシメ登校退校ノ節ハ隊ヲ組ミ旗ヲ持テ往来セシメ以テ他ノ児童ヲ獎励スル法、(4)児童初メテ就学シタルトキハ就学賞トシテ図画ノ類ヲ与フル法等ハ實驗上効能少カラスト云フ、(5)又生徒ノ學費ヲ減スル為ニ手本書物ハ懸図ヲ用ヒ、(6)習字ノ初步ハ砂書ノ法ヲ用ユルカ如キモ可感注意ナルヘク、(7)書籍器具貸与法ヲ設ケシ学校ハ隨分多クアル模様ナリ、(8)簡易ニテ午前午後ニ一組ツ、教ユル所モ亦少カラサル様聞ヘタリ”

(全国教育者大会集会記(続) 岡内清太 香川県教育会報告 M23. 8)

これらのことのうち、たとえば就学奨励章を付けることは学制期からみられる。また登校團については早くから記事があり、1900年頃には出席奨励の方法として記事が多くなる。このように就学奨励の活動は一部分が学校内教育活動の起源となっている。

1890年代後半から目立つのが、女子の就学の奨励についての記事と、貧困児童を主な対象とした学事奨励団体についての記事である。1892(明治25)年文部視察官小杉恒太郎は不就学の多い理由を次のように述べている。“不就学児童ノ種類ヲ考フルハ女子ト貧者ノ児童トテアリマスコレハ統計上慥カナルコトテアリマス故ニ貧者ト女子トノ就学ヲ增加セシムルコトヲ研究スルコトガ必要テアリマス”(小杉文部視察官ノ談話 同上誌 M25. 3)

教育雑誌の記事もこれに対応しているといえる。女子の全国平均就学率をみると男子に較べて大変低く、平均就学率を低滯させた大きな理由であることは間違いない。急上昇は1896(明治29)年頃から1906(明治39)年頃にかけてであり、特に50パーセント突破(1897年)から90パーセント(1904年)までは7年と非常に急激であった。他方貧困児童に対する特別の対策は長期欠席

児童の問題として必要であり続けるので、就学奨励団体はその後も特定の役割をもつ町村内の団体として存在し続ける。

学校内外の教育活動には長く中心的課題であった就学奨励活動と結びついて発生、発展したものが多い。そして学校外の教育活動では、1890年代後半からは女子への就学奨励、町村内学事奨励団体の2つが、就学奨励に関する記事の中心となる。そこで以下やや詳しくこの2つの活動について述べたい。

第2節 女子への就学奨励

平均就学率の低さは女子の就学率の低さによっていることは早くから問題とされ、低就学率の原因が考察される場合にはしばしばとりあげられた。女子を特別に問題視する記事は日清戦争を契機に目立って多くなり、その論調も以前とは異ってくる。たとえば女子になぜ教育が必要かをのべた部分を取り上げよう。“女子就学ノ多寡ハ其邦文明ノ進歩ヲ豫知スル徵候”(教育余唾 設楽春峰 愛知教育会雑誌 M24. 8)とか、先の小杉視察官が引用部分の後で“兎モ角モ日本テ女子ニ就学ノ少キハ甚タシキ欠点ト思ヒマス”(小杉文部視察官ノ談話 香川県教育会報告 M25. 3)と日清戦争以前はかなり抽象的なものに対し、日清戦争を契機として次のように変わる。

“日本ノ地位ハ世界強国ノ班ニ入り世界各国ガ日本ハ恐ルベキ強国ナリト認メタル今日ニ於テハ如何ナルモノヲ問ハズ大和民族ノ一人タルモノハ文明ノ思想文明ノ動作ナカルヘカラス、独リ女子ノミヲシテ半開時代ノ愚物タラシムルヲ得ザルナリ”(全文傍点)
(本県小学教育普及策(承前)女児就学ノ奨励 越佐教育雑誌 M27. 12)

“今後本邦が世界列強の間に立ちて其輸贏を争ふに当たりや一家の主人たるもの或は遠征軍に従ひて天涯に渡航することもあるらん 或は商用を帶び遠く海外に航行することもあるらん 或は外商と交易して一敗地に塗れ生活上非常の困難を感じることもあるらん 其外烈風の如き猛雨の如き幾多の障害は常に身辺に纏綿して暫くも体胖かに神爽かなるを得せしめざらん 此の時に当り能く家政を治め児童を保護し主人をして毫も後顧の憂なからしむるもの豈に尋常一様の婦人にして可ならんや”

(戦後の女子教育 九州教育雑誌 M29. 4)

また次の記事はこの時期女子教育論が増えたとのべており、これらから日清戦争を契機に女子教育への特別の関心が強まつたとみてよさそうである。“保守的大勢と共に一時衰頽したりし女子教育も漸く復興の運に向へるは悦ふべき事といふべし”(女児の就学に関する各地の調査 福島教育 M28.5)とか“女子就学増加策は目今各地教育社界に必要を急呼せられつゝある題目にして又一日も緩容すべきことならぬ……戦後女子の教育を最も必要視するの秋に当り第二の国民を保育せんとする大任ある保母たるもの、無学已に如斯奚んぞ寒心せざるを得んや”(女子就学増加策 矢頭吉太郎 愛知教育雑誌 M29.9)などである。

このような女子教育の必要性の高まりのなかで、不就学の理由が検討されている。女子の場合も、基本的には生活構造、ライフサイクルにおける小学校教育の必要性の有無が問題である。しかし、女子特有の問題として、女子には「学制」以降の教育は必要ではないという考え方がある。それは貧富にかかわりなく存在しており、したがって不就学の理由において貧困の意味は一層小さかったといえる。またこの考え方には男女は一緒に教育を受けるべきではないという町村民の常識にも支えられていた。つまり女子の就学を妨げた教育観は小学校教育に限ったことではなく、広い裾野をもつものであった。それだけに地域の人々の教育観が学齢女子やその保護者に対してもつ強制力は強いものがあった。女子の就学を妨げていた理由として第1にこのような女子教育観が、あげられる。以下、具体的に見ていく。

“学齢児童中不就学ノ員数ヲ大ナラシムモノハ女児ナリ、(引用者中略)コハ抑モ本邦ニ於ケル女子ナル思想ガ従来偏狭セルニ因ルナリ、女子ガ男子ニ都合好キモノニ養成セラレ女子ガ自身ニ書物ヲ読み文字ヲ書クヲ恥カシク思ハシムルマデニ至リシ習慣ハ今日ノ時勢ニ適セサルナリ”(全文傍点)

(本県小学教育普及策(承前) 女児就学ノ奨励 越佐教育雑誌 M27.10)

“女子ノ修学スルモノ甚タ低数ニシテ男女就学上ノ權衡ヲ得サルモノハ何ソヤ蓋シ国民ノ最多数ヲ占ムル農家商佐ノ智識低度簡易ニシテ女子教育ノ必要ヲ感スルコトノ疎ナレバナリ”

(教育余唾 設楽春峰 愛知教育雑誌 M24.8)

“(四)少シク学間アル女子ハ生意氣ナリトカ或ハ女子

ヲシテ学バシムルハ教員ニナサントスルニヤ等ノ考ヲ抱クコト”

(女子ノ不就学及半途退学ノ原因 三郷生 福島教育 M30.9)

“教育ハ単ニ字ヲ読み書キ計算スルニアリテ是等ハ必竟一家ニ在リテ正ニ其主権者タルベキ男子ノ務ムベキコトニシテ女子ハ是等ノコトハ知ラザルモ善ク衣ヲ裁シ飯ヲ炊クノ術ヲ知レバ可ナリト云フ簡単ナル思想ニモアルガ如シ”

(女子ノ就学 越佐教育雑誌 M30.10)

『福島教育』は“女児の就学に関する各地の調査”で各地から寄せられた原因や対策を紹介しているが、女子には教育は必要ないとする考え方がある理由とされている。

“十一、女子には生活上教育なきも、差当り差支なしとの誤解をなせること。

十二、旧来の弊習により、父兄が女子教育を無用視す”
(秋田県の回答)

“一、心情に属するもの

- (1)父兄女子教育の必要を感じざること。
- (2)教育の誤解”
(信濃教育会下水内部会の調査)

(以上、女児の就学に関する各地の調査 福島教育 M28.5)

このような女子には教育は必要でないという考え方には貧富にかかわらず存在した。たとえば、“其貧困ト唱ヘ虚弱学習ニ堪ヘスト陳フルモ正確ナル事實ニ非ルヨリハ必ラス就学ノ猶豫ヲ与フ可キモノニアラストハ教育保護者ノ言ナリ”(教育余唾 設楽春峰 愛知教育雑誌 M24.8)とか、“就中各町村重立若くは有力者の子女の如きは殆ど強制的に羅致して漏れなく就学せしむる様尽力せられなば中等以下の細民の子女も漸次多数の就学を見るあらむ”(第七回新潟県教育会総集会記事

越佐教育雑誌 M31.6)という記事は、富者でも娘は就学させておらず、貧困以前の問題として女子の教育に対する考え方があげていたことを示している。

また、問題点として男女が同一教室、同一運動場で教育を受けることをあげている記事がかなりある。たとえば“男女教室を区別せず、又女子も男子と同じく椅

子に倚らしめ、平座せしめきること”(女子の就学に関する各地の調査 福島教育 M28.5)が女子の就学が少い原因の1つとされたり、“全校女子を以て一学級を編製し得る所は可成男女の学級を分ち教授材料及教授管理を女子的にすべき事”(小学教育に於て女児の就学を壅塞せる原因及救治方法)“男女運動場を分つべき事”(同書)などが原因や改善方法としてあげられている。実際に運動場を男子用、女子用に区分した学校もある。さらに、1891(明治24)年省令第二号「学級編制等ニ関スル規則」が男女別学級編制の方針をだしたことに対し“今回発布ノ省令ニハ吾小学女子教育ノ為大ニ至便ヲ与ヘラレシモノアリ”(小学女子教育ニ関スル卑見 安藤幸之助 愛知教育雑誌 M25.1)ととらえる記事がある。同じ考え方が男女別学級編制の見込みの全くない単級学校に対し“憐むべきは単級学校の女生こそ”(教育普及策鄙見 越佐教育雑誌 M31.6)という評にあらわれている。この時期は教室数、教員数が不足し女子就学生も少いから、多くの男子のなかに少数の女子が混じる形態にならざるを得なかった。そのような状況のもとで通学する女子を特別視する、あるいは児童自身がいやがるということがあった。そして男女一緒に教育することが盛んに問題視されたのは、それだけ男女を別に教育するという考え方が強かったことを示している。たとえば女子不就学の理由の1つとして“近隣の悪習慣。(誰々の子弟は就学せしめぬ故自己の子弟も出さずと云ふこと)”(女児の就学に関する各地の調査 前出)とされたり、また、“父兄タルモノ殊ニ母タルモノニシテ教育ノ肝要ナルヲ悟リ世間ノ風潮ニシテ女子ノ不学ヲ笑フニ至ラバ子ヲ思フノ情ハ水火ヲ辞セズトサヘ云フモノナレバ生活ノ困難位ハ之ヲ排スルコト難カラザルベシ”(女子ノ不就学及半途退学ノ原因 福島教育 M30.10)などの記事が、周囲の人々の考え方が不就学の重要な要因であったことを示している。

このような就学観、女子教育観それ自体を変えるために啓蒙活動がおこなわれるが、女子の就学奨励では特に母親が重視された。人々の女子教育観を変えるには母親の考え方を変えることが有効だと認識され、一般を対象とした啓蒙活動から区別して学齢児童の母親の啓蒙が問題となった。たとえば先に引用した部分でも母親の考え方一つで“生活ノ困難位ハ之ヲ排”して就学させるだろうとのべられていたが、ほかにも“母親が深く旧慣に泥み居るの結果、即ち母の教育の行届かざること”(女児の就学に関する各地の調査 秋田県教育会回答 福島教育 M28.5)とか、“父兄母(祖母)等を学校区内の各小区に集めて女子教育の必要を諭すこと”

(女子の就学に関する各地の調査 長崎県北松浦郡学事会 同上誌)、“男子タル父ニアリテハ今日其必要大ニ己ガ身ニ刺撃ヲ与ヘタレバ自然子弟ノ就学ノ要ヲ覺知シタルモ女子タル母ニ在リテハ依然旧態ニ止マリテ直接ニ必要ヲ感ゼシコト少カリケレバ従テ其子女ノ就学ヲモ緩漫ニ付スルナリ”(女子の就学 越佐教育雑誌 M30.10)など、母親の啓蒙の必要が説かれている。

またこの時期の生活構造やライフサイクルにおいて、小学校の教育が女子には余り必要ではなかったことも論じられている。まず、その家族労働において占める位置について次のような記事がある。“抑本郡ハ農家其十分ノ九ヲ占メ星ヲ戴キテ出テ月ヲ望ミテ帰ル終年汲々席暖カナラズ家ニ稚アリ誰ニ之ヲ託スペキヤ昼食期アリ誰カ竈ヲ炊クヘキヤ幸ニ老姿アリ半疾ノ叔アル者ニ非ラサレハ其子女ヲ勞スルノ又止ムヲ得サルヘシ”(教育諮詢ノ答案 中村米香 越佐教育雑誌 M31.4)。このように農家においては児童も家族労働の一部を受け持っていた。“男子ハ学齡内ハ家ニ在リテモ徒ニ父母ノ煩トナルコト多キニ反シ女子ハ一般早熟ノ傾ヲ有シ学齡内ト雖モ相応ニ家事ノ助ヲナスヲ以テナリ現ニ各地方ニ於テ尋常一二学年ノ如キハ女子ノ數割合多キモ三学年ニ至リテハ俄然其數ヲ減ジ四学年頃ニ至リテハ殆ンド尽ントセリ”(女子ノ就学 同上誌 M30.10)と、学校はむしろ家族労働に役立つようになるまでの児童を預ける場所のようにとらえられている。女子にも学校へ通わせようと考える親は、“別に子守を雇い入れざるべからず”(女子就学増加策 愛知教育雑誌 M29.9)という状況もあった。女児は家にいて“子守、留守番、食事調理の補助等、家事の補助”(女児の就学に関する各地の調査 秋田県回答 福島教育 M28.5)をしていたのである。このような女児を家から一定期間引き離して小学校に通わせるためには、小学校はそれだけの内容を備える必要があったが、実際の内容はそれから大変離れていると考えられていた。

“回顧スレハ吾邦学制頒布ノ始五七年ハ欧米直訳的ノ教育時代ニシテ女子ニシテ揚々演壇ニ上リ喋々男女同権説ヲ唱フルガ如キ怪物ヲ輩出シ尋テ此弊ヲ矯メンガ為小学教科ニ庶礼ヲ加ヘ小笠流トカ吉良流トカ数百年前ノ俗礼ヲ習ハシメンハ可ナレトモ其風潮ノ傾ク所遂ニ借家住居ノ女児ニ立花ヲ教ヘ車夫ノ娘ニ点茶ヲ習ハシムルカ如キお姫様流ノ女子教育ト變シ是亦其弊ニ堪ヘス(引用者中略)加之外国語ノ流行ハ一時風ヲ為シ都会田舎ノ區別ナク普通ノ書状モ書ケヌノミカ開店ノ廣告モ読メヌ幼女ガ「リーダ」ノ一二冊ヲ学ビシハ可ナレ

トモ十中八九ハ中途退学家ニ帰リテ見ルトキハ英語モ国語モ半上落下所謂虻蜂トラズノ嘆ナキ能ハズ(引用者中略)故ニ女子必須ノ学科ハ却テ正時間外ニ排斥サレ多クハ男子退校ノ後之レヲ課スルノ外ナキナリ”

(小学女子教育ニ関スル卑見 安藤幸之助 愛知教育雑誌 M25. 1)

つまり女子のライフサイクルにおいては、男子と違い読み書きではなく家事担当者としての教育が必要であり、それは長時間かけての訓練を必要としたのである。

“女子にして成長の後ち裁縫の道を知らざる時は其の不便實に言語に絶す村落に於て女子を他に嫁せしめんとするや媒灼人開口一番して曰く阿嬢裁縫の道先づ如何んと其の達否に因りて其縁談を整破するもの十中七八の多きを以て数ふるを聞く未だ阿嬢に文字あるとなきとを以て縁談に爾かく影響あるを聞かず斯く裁縫の一事は女子に大關聯を有するが故に如何なる貧家と難も女子ある限りは父兄の義務として必ず修業せしむることとせり”

(女子就学増加策 矢頭吉太郎 同上誌 M29. 9)

しかもこの裁縫修業は“学校ニ通学セシメ置キテハ裁縫ノ術時期ニ後ル、”(女子ノ就学 越佐教育雑誌 M30. 10)と時期が一部学齢期に重なっていた。結局小学校か裁縫かのどちらかを選択せざるを得ず“現今の教則は男児の為めに設けたるが如く、女子に必須なる学科を軽視せること。従て其教則は女児に不適当なること”(女児の就学に関する各地の調査 秋田県教育会回答 福島教育 M28. 5)と判断されがちであった。その結果“試に村落に入り何々庵何々堂何々寺等を尋ね見よ 小学校生徒に女子の寂莫たるに似ず多数の妙齡女子は針箱を前に駢へ唯々諾々不完全なる針教を受けつつあるを見受くるならん”(女子就学増加策 矢頭吉太郎 愛知教育雑誌 M29. 9)という状況も報告されている。したがって裁縫科、家事関係の諸教科の設置が多くの記事において求められることになる。このように小学校就学は女子にとっても生活構造やライフサイクルにおける必要性に基本的には抛っているといえる。“女子ニテモ読書等ノ必要ヲ感スルモノアリ商家ノ女子是ナリ 是レ商業地ニ於テ女子就学ノ割合ニ多キ所以ナリ”(女子ノ就学 越佐教育雑誌 M30. 10)という記事もそのことを示している。

第3節 就学奨励団体

就学奨励団体に関する記事は1890年代後半から目立つようになり、1900年をすぎると数を増している。就学奨励団体というのは、先に述べた演説会など集会活動とは異なり、会則、会員をもち就学奨励を目的に恒常に活動する団体で、全国に設置されている。共通しているのは郡長市町村長その他の吏員、議員、学務委員教員住民の有志を構成員とした市町村あげての組織であると同時に、字などに支部、支会、役員を設け1戸1戸をも把握できる仕組みになっていることである。いくつかの団体をみていく。まず、香川県三野豊田郡は両郡内学務委員会を開き“教育組合準則”を決めた(教育組合準則 香川県教育会報告 M27. 2)。町村内の3戸から5戸を教育組合とし、公選、無給の組長を置く。組長は教育組長会を組織するがその会頭は学務委員が選出し、また学務委員は特別会員として加わる。組合は、“国民教育ノ普及発達ヲ図ルヲ以テ目的”とし、組長の管掌事項は次のようにある。

- 一、学齢児童ノ就学ヲ督励スルコト
- 二、欠席生徒ノ修学ヲ督励スルコト
- 三、授業料怠納ヲ督促スルコト
- 四、貧民児童修学用具ノ貸与ヲ謀ルコト
- 五、教育談話会等ニ関スルコト
- 六、学校ノ諸儀式等ニ可成参列スルコト
- 七、臨時学校ニ臨ミ教授及試験等ヲ観察シ生徒ヲ奨励スルコト
- 八、町村長学務委員若クハ学校長或ハ首座教員ヨリ嘱託セラレタル事項
- 九、其他教育上必要ノ事項”

次の記事は私立兵庫県教育会の県知事の諮問への答申“普通教育ニ関スル諮詢案答申書”の第3頃で、多くの教育雑誌に転載されている。

一、各町村ニ就学勧誘会ヲ設クル事

(理由)已ニ就学ノ勧誘ニ當ルヘキ学務委員アリト雖モ多数ノ意見若クハ希望ヲ集メテ其方法ノ可否ヲ討究シ又ハ其実施セシ結果ヲ報道スル等氣脈ヲ通スヘキ方法ナケレハ未タ分ナル奏功ヲ期ス可ラス 是レ勧誘会ノ必要アル所以ナリ此会員ハ主トシテ町村長、学務委員、学校職員、学齢児童ヲ有スル父兄等ヲ以テ組織ス”

以上2例は就学奨励を主たる活動内容とし構成員も

町村当局者、学校職員、父母あるいは住民を構成員としている点が共通している。ところで後者は“無学ナル父兄”を啓蒙するための“通俗教育会、談話会”と合せて構想されており、また愛知県丹羽郡羽黒高等小学校組合村聯合は“丹羽郡第二部落教育談話会”を組織するが、それは報徳社運動と一体となったものであった(丹羽郡通信 愛知教育雑誌 M31. 4)。このことは設立の要因の1つに町村の諸団体設立の動向がかかわっていることを示唆している。

1900年頃からは、活動内容を貧困児童への金品の補助に限定した団体が増える。しかし全体としては、従来通り就学奨励一般を目的とし、その活動の一部に貧困児童への金品補助を加える団体があり、数としてはこれらの方が多い。貧困児童への団体であることが明示的であると活動しにくいため、目的をぼかして活動したのである。先に前者からみていくが、茨城県では1889(明治32)年柏田盛文知事が「学齢児童保護会准則」によって県内に貧困児童対象の団体の設置を推唱するが(新任柏田新潟県知事 日本之小学教師 M33. 10. 15)、その実施例として「水戸市学齢児童保護会規則」(水戸市学齢児童保護会 教育実験界 M33. 7. 25)、“新治郡学齢児童保護会規則”(学齢児童保護会 教育実験界 M35. 7. 10)の記事がある。後者は設立後3年を経て“成績頗る良好”(同書)だとされ、設立主意書から日清戦争が契機となっていたことがうかがえる。すなわち、“明治二十七八年戦役”的結果世界列強の一員となつたが“富国強兵一に国民教育に胚胎すとは宇内の定論”(同誌)であって、“聞く締盟各国の就学の歩合は概ね百中九十人以上に達せりと而して我国に於ては僅々七十人内外に過ぎず誰か憂慮せざるものあらんや”(同誌)という。茨城県のこれらの団体は出資の額、方法によって通常会員、特別会員、名誉会員にわかれ、本部を郡、市、支部を町村に置いて、貧困児童に学資を給与するものである。このような貧困児童への金品の補助を主な内容とした団体は岡山県真庭郡(貧窮学齢児童教育救助 日本之小学教師 M35. 11. 12)、福島県における学齢児童保護会(郡市長會議事・戦時記念事業概目、福島県教育 M38. 5、本県指示事項 同誌 M40. 1)、兵庫県印南郡の就学奨励会(兵庫県の就学奨励会、埼玉県教育会雑誌 M40. 2)、栃木県下野教育会の答申における学齢児童就学奨励会(学齢児童の就学を奨励するに最も有効なる方法如何、日本之小学教師 M40. 11. 15)等全国にわたっている。これらは日清、日露戦争によって就学の必要性が強調されそれが町村レベルまで浸透したことと併に、従来の就学奨励活動

では就学増加が望めなくなった結果、特に貧困者に目がむけられて設立されたものといえる。その事情を東京府聯合教育会の府知事諮詢への答申書(明治38年月22日付)は次のように述べている。

“府下就学現況ヲ見ルニ就学督励ノ方法ハ既ニ目下ノ事情ノ許ス範囲内ニ於テ略々力ノ及ブ限りヲ尽シ此以上就学ヲ普及セシメテ貧困ニ因ル猶豫者欠席者ナカラシメントセバ更ニ特殊ノ方法ニ須タサルベカラザルノ域ニ達セリ”

(貧困による猶豫者及欠席者ながらしめ益義務教育の普及を計らんと欲す其最適當なる方法如何 日本之小学教師 M38. 11. 15)。

ところで、1911(明治44)年千葉県は県外学事視察委員十余名を東北、東海、関西に派遣し、その視察報告が『日本之小学教師』に載っている(二府十県の初等教育、同誌 M45. 1. 15)。貧困児童の保護会は各地に普及していることがわかるが、この記事のなかで福島県は県の方針として“各町村に学齢児童保護会があるから、戸数割を出す位の者なれば絶対に猶豫免除を許さない”といい、“京都府、岡山県の如きは貧困の理由を以ては就学猶豫を許さない”とのべている。すなわち、この貧困児童を対象とした保護会の設置は、身体上の理由を除き就学をしない全ての理由を理論的には取り除く意義をもつものであったといえるのである。國民に就学を強制する町村レベルの組織の成立とみることができる。この組織は、組織形態において1軒1軒を監視しうる体制をとり、町村内住民の1部を構成員とすることによって官制団体ではなく住民の自発性を引きだす組織として有効であったと思う。低就学の時期にも町村内の人間関係が強く働いたことをみてきたが、就学を徹底させようとする時もまた、町村の人々の関係、考え方方が大きな力をもっていたことを次の記事は示している。

“市や町のような処はいざ知らず、私のやうな村にある者は隣保相助けると云ふことを大切に思つてゐる、それで、若就学をさせないような者は村で規約を設けて冠婚葬祭の如きものに、学校に就学させない父兄の所へは決して立寄らぬ、何事も村の互ひの交際上のことに付ては絶交してしまふ、さう云ふやうに村で規約をすれば父兄は自分の恥と思つて必ず就学させると思ひます”(小学校長の教育談、日本之小学教師 M35. 11. 12)。だが、この方法は余り表だって活動することが望ましくない、最後の手段とでもいうべきもので

あった。やはり町村内でも特別な貧困児童というレッテルを貼られることは受給者にとっても望ましくなかったと思われる。たとえば寄贈品の配布において”可成彼の面目を保ち遣り窺に之を父兄に贈り”(高知県土佐郡下知尋常高等学校 日本之小学教師 M41. 9. 15) というような配慮がなされている。したがって就学奨励一般を目的に掲げ、貧困児童への金品補助もおこなう就学奨励団体の存在理由も分かったわけである。そのような団体を1例あげたい。

“松山市の就学奨励会”

一、事業は一就学督責の厳行及貧民授業料の免除を市長に建議し其実行を期すること、一、貧民就学者に学用品を貸与し又は金銭物品を給与すること、一、夜学校及子守学校を設くる事 但其程度は尋常小学校の課程に準す、一、本会設置外の貧民学校に向い適当の補助を与ふること、一、本会委員は各大字に置き就学を奨励せしむること、一、談話会を時々公開し就学の必要を知らしむること、一、其他必要と認むる件
一、経費は一会员より一ヶ年参拾錢を徴収すること、一、個人及団体より金銭物品の寄贈を受けること、一、市費より補助を受くること。”

(松山市の就学奨励会 教育実験界 M33. 9. 25)

ほかにこのような団体としては、東京府南葛飾郡教育会が郡内24ヶ町村に組織した町村教育会(系統的教育会組織 日本之小学教師 M36. 9. 15)、島根県松江市内中原外7町教育有志会(町教育有志会 同誌 M38. 3. 15)、埼玉県秩父郡南川尋常小学校の学事奨励会(学事奨励会規約 日本之小学教師 M41. 2. 15)、埼玉県北足立郡の町村教育会(町村教育会 埼玉県教育会雑誌 M42. 4. 25)、兵庫県城崎郡竹野村奨学組合(文部省楼上における兵庫県小学校長の演説 日本之小学教師 M42. 6. 25)などがあげられる。これらの会の活動報告などから2つの傾向があるといえる。

1つは、これら就学奨励団体は組織として各町村バラバラの個別的なものから全郡的関連をもったものとなり、活動内容も就学奨励にとどまらない村全体の教化団体的傾向を強めていて、より広い見地から就学奨励団体が位置づけられていくという傾向をあげができる。たとえば東京府南葛飾郡系統的教育会は全郡的組織性を追求してうまれている。すなわち“從来地方に存在する教育会は多くは個人組織より成れるを以て、全体の活動鈍く其の決議の事項も往々実行されず

して終るが如き傾向あるを遺憾とし”(系統的教育会組織 日本之小学教師 M36. 9. 25)、“町村吏員、学校職員、町村議員、町村民より成り、幹部には町村長、学校長”(同誌)があたる町村教育会を郡内24町村に組織した。さらに町村教育会よりの代表者2名ずつと郡学事関係者をもって郡教育会を組織した。各レベルについての規則書で活動内容をみると、学術講習会の開設、教授管理訓練等の改良(以上郡教育会)、勅語や法令を周知させること、教育幻灯会、談話会の開催、貧困児童への教具貸与、(以上町村教育会)などであるが、“先ず事業の第一歩として各会挙って就学督責に助力し成績頗る見るべきものあり”(同誌)と就学奨励団体としての系譜をみてとることができる。埼玉県北足立郡にも同様な動きがある“町村長学校長等会合の折、町村教育会設置の必要なることを打合せ”(町村教育会 埼玉県教育会雑誌 M42. 4)漸次町村教育会が組織されたのである。その1つ、戸塚村教育会は事業として“二)青年補習教育、壮丁教育及教育講話会、父兄会、展覧会の開催、(二)図書閲覧所の設置、(三)貧窮児童保護及学事奨励等”(同誌)をあげていて、就学奨励団体が町村住民教化団体の性格を帯びていく過程が見出せる。これらは地方改良運動模範村の紹介記事との類似性も多く、影響が考えられる。

もう1つの傾向は、就学奨励団体が町村立小学校の後援会となっていくことである。たとえば、松江市内中原外7町教育有志会は1903(明治36)年発足し、主な事業は児童奨励、貧困児童就学奨励(54人に給費または貸与)であったが、その規則には、“第一条 本会は内中原尋常小学校下に於ける教育の普及上進を図るを以て目的とす”とあり、“第三条 本会施設事業の概目左の如し”中第一項“内中原尋常小学校設備の完全を図ること”などが決められている。就学奨励の活動を中心としつつ学校後援会のような内容をもち特に施設充実を重視していることが指摘できる。同じような性格を埼玉県秩父郡の「南川尋常小学校学事奨励会規約」(学事奨励会規約 日本之小学教師 M41. 2. 15)にもみることができる。この会は、広く会費納入者を会員とする町村学事奨励団体であるが、名称にみられるように南川尋常小学校の後援団体である。費用の使途として第1に決められているのは“生徒奨励費”であり、第4項には“児童教育上必要な用具購入”をあげている。すなわち就学奨励によって町村の学事を振興し間接的に学校を援助するに止まらず、教育活動にもかかわっている。町村内に小学校が1校であれば、このように町村あげての奨励団体が学校の後援会に移行しやすかった

といえる。このような団体は、小学校に在籍する児童の父母によって構成される学校の後援会(保護者会)とは異って町村の人的諸関係がそのまま学校後援会に引き移されたと思われる。これらの起源をもつ後援会は1909(明治42)年には次のような小学校と後援会、ひいては町村との関係として定着していったと思われる。“近来は小学生徒の父兄及有志者等が団体を造り学校事業に対し援助を寄与することが流行となれり、これも余り干渉がましく仕向けらるゝに至りては却てありがた迷惑を感じざるを得ず”(小学校保護者会の美挙 日本之小学教師 M42.5.5)と。

第4節 小括

就学奨励に関する記事のうち1893年頃以降に奨励活動の中心となるのは女子に対する就学奨励と町村内の就学奨励団体であった。その検討の結果をまとめておきたい。第1に、両方の記事において日清戦争が国家意識を高揚させ、それが就学奨励活動をおし進める原動力ともなり、また就学が必要である根拠ともされていることである。そのような意味で日清戦争と国家意識の高揚は就学者増加の重要な要因であったことが確認できる。第2に、女子不就学の原因に人々の小学校観のもつ拘束力をあげることができたが、逆にその力は就学奨励にも発揮され、その意味で町村における就学奨励団体の設立は有効であったと思われる。就学奨励団体は町村長、吏員や学事関係者以外の住民を寄付や会費納入によって会員としていた。つまり形式的には町村住民全体を対象とし、実質的には上層に属する人々を巻き込むことによって、強い力を持ち得たと思われる。それは行政上の施策や、刑罰による威嚇ではなし得ないきめ細かさや有効性を発揮した。またこのことは、就学観、小学校観の変化を見出そうとする時に、この層に属する人々の考え方の検討が一定の重要性をもっていることを意味していると思う。

おわりに

以上のように、教育会雑誌からは『文部省年報』統計が示す平均的就学率のイメージとは異なり、就学が普及していない地域の実態があることがことがわかった。「全国」、「男女」平均就学率が50%を越えるのは1892(明治25)年であるが、平均値が50%ということはそれ以下の地域もまた多いということである。なぜ就学者が少ないのであるが、就学すべきで

あるという観念が十分成立したうえで貧困などの理由で就学出来ない、というのではなく、生活上、ライフサイクル上、就学がそれだけの意味を持たない、つまり必要性がまだないということが根底にあった。それは学校をとりまく地域の人々の小学校観、就学観において見ることができる。このような状態を「低就学率期」とよびたい。この「低就学率期」はいつごろまで続いたのであろうか。1893年3月から翌年8月まで文相であった井上毅に対し沢柳政太郎は次のような意見書を提出した。すなわち井上が「学制」以降20年間の教育費によって得たのは50パーセントの就学率にすぎないと語ったことに対し、沢柳は就学率が50パーセントに達したのは明治16年のことであり、その後10年間変わらないことの方が問題であるとして、「蓋シ偶然ニアラサル可シ必スヤ原由スル所アルヘシ此事実ハ深遠ナル意義アラン」とのべている(井上毅文書2552 小学教育ノ普及ニ関スル卑見 M26.7.11)。このようにおよそ10年間就学率はほとんど動かず、「深遠ナル意義」さえ感じられる状態であった。このあとに、『文部省年報』統計上、女子も含めて就学率は徐々に、そして日清戦争後急速に上昇を開始するのである。

だが、就学率90%を越えた(明治35年)後でさえも特に女子の就学状態については次のような想像を超えた状況が垣間見える。全国に就学の価値観が拡大した後も貧困によるものも含めて各地に「点」のように不就学が突出している地域があり、それらを集計すると不就学者は相当な数になったのではないか、と推定することは十分可能だと思われる。

“学齢児童中不就学ノ員数ヲ大ナラシムルモノハ女児ナリ、女児ハ百分ノ七五就学セサルナリ”
(本県小学教育普及策(承前) 越佐教育雑誌 M27.12)

“女子の都鄙一般に就学尠きは統計の明示する所なりと雖就中村落学校に於ける女子の就学すくなきは實に驚くべき程にて就学児童中百分の僅々二十内外に過ぎざるの有様なり”
(女子就学増加策 愛知教育雑誌 M29.9)

“試みに各地学齢児童の就学不就学の現況を視察するに重もに女児なること一般の状況なり 試みに我が郡児童の概略統計を擧げんに郡邑は例外とし田舎につきて計算するときは男児の就学多きは九分少きも七分を下らず 然るに女児は實に僅少にして多きも三分少きは一分のものあり”

(教育普及策鄙見 越佐教育雑誌 M31. 6)

“……都會の地や少し人智の發達して居る地方又は財産の豊富なる地方には割合に多くありますけれども其他は誠に少ない所が多くあります、しかして斯かる地方に於て能く觀察して見ますと云ふと女子が割合に少ない甚しい所では女子は殆んど就学せぬ地方もある”
(学齢児童の就学を多からしむる方法 小池喜八 教育実験界 M35. 10)

注

- 1) 報告論文題名は『明治低就学率期における小学校の諸活動』で、その他この研究に関しては、有本良彦「戦前日本の教育雑誌についての集計」(『国立教育研究所研究集録』第8号1984年3月)及び拙稿「小学校国語(読み方)の授業形態と教科観に関する検討」(文部省委嘱研究報告書『小学校における各教科の内容に関する歴史的研究』(Ⅱ)1981年)などがある。
- 2) タイトルは変化しても実質的には継続しているものがあるが、ここではタイトル名だけをあげた。また検討した全国誌名は省略する。
- 3) 三野、豊田両郡については次のような記事がある。“県下三野 豊田郡は近來教育勧業等の事業大に活気を帯び他の郡市の及ぶべからざるものあり”(教育組合準則 香川県教育会報告 M27・2)。
- 4) これらの調査表について、報告論文では就学率統計への理解不足のために不正確な記述があったので、修正しておきたい。
- 5) 宮城県のこの就学督促強化のとりくみについては、宮城県立図書館所蔵宮城県文書に史料が残されており、また『宮城県教育百年史』第4巻 1979年にも多くが収録されている。
- 6) たとえば、福島県において就学事務確立、就学率上昇の画期となった「学齢簿及学籍簿整理並に就学督励に関する取扱心得」の第10条には次のように決められている。
“毎年二月学齢簿を編製すると同時に翌年四月より就学の義務ある学齢児童調を第五号雛形により各大字又は各字每に調製し翌年一月より二月十日までの間に各部落を巡回し其保護者に就き其児童を入学せしむるべき学校を聞き此調書に記入し(施規)第八十二条により関係学校長に通知すべし”(福島県教育 M35・4)。
なお、神奈川県のように1890年代に町村から開始する就学手続きを決めていた県もある。明治25年3月神奈川県令第18号「学齢児童ノ就学及家庭教育等ニ関スル規則」
(神奈川県教育センター『神奈川県教育史』資料編第1巻 513頁。)
- 7) 『文部省日誌』明治14年第1号、明治13年2月1日岐阜県に対する文部省指令(2月28日)。
- 8) 同上、明治13年第9号、明治13年7月27日福島県に対する文部省指令(8月21日)。不就学者中に就学を終えたものがはいっている。

- 9) 明治18年2月6日栃木県に対する文部省指令(2月26日)、および明治18年2月26日茨城県に対する文部省指令(明治19年1月9日)で変更。
- 10) 同上、在籍ではなく2月に出席している人数を生徒数としている。
- 11) 『文部省日誌』、明治12年第26号明治12年1月8日鹿児島県に対する文部省指令(2月27日)、明治12年第25号同年1月4日滋賀県に対する文部省指令(2月22日)。この120日は隔日や土、日曜のみの就学であってもよかつた。
- 12) 同上、明治12年1月28日和歌山県に対する文部省指令(2月27日)。明治13年7月2日和歌山県達で取消。さらに明治13年1月6日文部省達第2号、第3号では6教科を備えなくても変則就学と就学にいれられていて(6月26日省達4号で廃止)、あらゆる方法を用いて就学者数を増す意向がよみとれる。
- 13) 同上、明治12年第27号、同年1月2日広島県に対する文部省命令(2月28日)。
- 14) 注9)に同じ。